

## 感染症に関する注意事項

入学試験当日、学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則の規定によるインフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘等）にかかり、治癒等による出席停止の期間が経過していない受験生は、他の受験生等への感染の恐れがありますので、原則として受験を御遠慮願います。

ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたときは、この限りではありません。

なお、上記により受験を御遠慮いただいた場合でも、追試験等の特別措置及び入学検定料の返還は行いません。

以 上